

新潟県条例第12号

新潟県核燃料税条例の一部を改正する条例

新潟県核燃料税条例（平成26年新潟県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(課税期間) 第6条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。 (1) 発電用原子炉の廃止に係る電気事業法第27条の27第3項の規定による届出（以下「廃止届出」という。）をした場合であって、前項各号に掲げる期間の途中において当該廃止届出に係る廃止をした場合（第3号の場合を除く。）当該廃止届出に係る廃止をした日の前日の属する前項各号に掲げる期間の初日から当該廃止をした日の前日まで (2)・(3)（略）	(課税期間) 第6条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。 (1) 発電用原子炉の廃止に係る電気事業法第9条第1項の規定による届出（以下「廃止届出」という。）をした場合であって、前項各号に掲げる期間の途中において当該廃止届出に係る廃止をした場合（第3号の場合を除く。）当該廃止届出に係る廃止をした日の前日の属する前項各号に掲げる期間の初日から当該廃止をした日の前日まで (2)・(3)（略）

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。